

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年6月11日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500029 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500009 号

第 1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正並びに B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 5 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 60 年 5 月 1 日から昭和 61 年頃まで
② 昭和 61 年頃から平成 7 年 2 月 17 日まで

夫は昭和 60 年 5 月 1 日以降厚生年金保険に未加入となっているが、昭和 60 年 5 月 1 日から昭和 61 年頃まで A 社に、昭和 61 年頃から婚姻した平成 16 年 5 月 * 日以降まで B 社に勤務していたため、平成 7 年 2 月 17 日までを厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、A 社は、請求期間当時の正社員に係る労働者名簿及び賃金台帳を確認したが、当該資料には訂正請求記録の対象者の氏名は見当たらない旨回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、訂正請求記録の対象者を記憶しておらず、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態に係る陳述を得ることができない。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

2 請求期間②について、請求者の提出した写真及び B 社の回答から、勤務期間は不明であるものの、訂正請求記録の対象者が同社に勤務していた状況がうかがえる。

しかしながら、B 社の現在の事業主は、「請求期間当時の資料は保存期間経過のため廃棄しているが、請求期間当時から勤務している従業員に確認したところ、訂正請求記録の対象者は勤務した時期は不明であるものの、月に 7 日程度の勤務であるアルバイトとして勤務していたと証言していることから、訂正請求記録の対象者は短時間労働者であり、厚生年金保険の届出対象者ではなかった。」旨回答している。

また、オンライン記録では、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

- 3 訂正請求記録の対象者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに訂正請求記録の対象者が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。